

放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見

省令案 訓令案	ページ 番号	該当 箇所	意見
放送法施行規則 等の一部を改正 する省令案  放送法関係審査 基準の一部を改 正する訓令案	—	—	<ul style="list-style-type: none"><li>改正放送法により導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放事業者の経営の選択肢を増やすものであるため、今般の規定整備によりこれを実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</li><li>民放事業者の経営基盤強化において、新たな制度が実効性のあるものとなるよう、行政は今後も民放各社の意見やニーズなどを把握するとともに、必要に応じて規定を見直すことも含め、適時適切にフォローアップを行うよう要望します。</li></ul>
放送法施行規則 等の一部を改正 する省令案  放送法関係審査 基準の一部を改 正する訓令案	—	—	<ul style="list-style-type: none"><li>民放連は「中継局共同利用推進全国協議会」に協力・参加するなど、地上テレビ中継局の共同利用の検討を進めているところですので、今般の規定整備により「複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用」を実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</li><li>新たな制度が実効性を伴うものとなるよう、行政は本件のフォローアップを行うとともに、非常災害時に情報のライフラインとなる放送ネットワークの維持に関し、引き続き必要な支援や対策を講じるよう要望します。</li></ul>
放送法施行規則 等の一部を改正 する省令案  放送法関係審査 基準の一部を改 正する訓令案  電波法関係審査 基準の一部を改 正する訓令案	—	—	<ul style="list-style-type: none"><li>「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」のための新たな規定整備については、再免許申請等の実務面において、提出資料をできる限り簡素化するなど、民放事業者の負担軽減を図るよう要望します。</li></ul>